

2. 妊婦健康診査の公費負担関係

1. 経過

妊娠中の健康診査に係る経済的負担の軽減と、積極的な妊婦健康診査の受診を促すため、各市町村において妊婦健康診査の公費負担を行っている。

府においては、国による平成 20 年度 2 次補正予算を受け、「大阪府妊婦健康診査支援基金」を平成 21 年 3 月に設置し、平成 24 年度までの間、基金事業の延長により市町村の公費負担の拡充を支援していた。

平成 25 年度以降、国により全額相当の普通交付税措置が講じられ、恒常的な仕組みに移行している。

2. 国の動向

- ① 妊婦健康診査については、平成 24 年 8 月 22 日に公布された「子ども・子育て支援法」により、地域子ども・子育て支援事業として、法的に位置づけられ、市町村において子ども・子育て支援事業計画により、「量の見込み・確保の内容・実施時期」の項目について作成することとなった。
- ② 乳幼児健診等と同様に「健診回数・実施回数」及び「検査項目」等の望ましい基準について、平成 27 年 3 月 31 日に告示された「妊婦に対する健康診査の望ましい基準」*により示している。

3. 府内市町村の現状

令和元年度の全国公費負担状況調査の結果においては、全ての市町村で妊婦一人当たり 14 回以上実施。公費負担額全国平均は 105,734 円に対し、大阪府は平均 116,309 円となっている。府内の多くの市町で公費負担の拡充がなされ、令和 2 年度は 118,523 円、令和 3 年度は 119,346 円となり、公費負担額の引上げが図られているほか、22 市町で多胎妊婦への公費負担の追加が行われている。

※ 「望ましい基準」

公費負担にあたって望ましい健診回数・実施時期、各回実施する基本的な妊婦健康診査の項目及びそれ以外の各種の医学的検査の標準的な検査項目を例示。

1. 妊婦が受診することが望ましい健診回数（基準に沿って受診した場合の受診回数は 14 回）
 - ・ 妊娠初期より妊娠 23 週（第 6 月末）まで：4 週間に 1 回
 - ・ 妊娠 24 週（第 7 月）より妊娠 35 週（第 9 月末）まで：2 週間に 1 回
 - ・ 妊娠 36 週（第 10 月）以降分娩まで：1 週間に 1 回
2. ○各回実施する基本的な妊婦健康診査の項目
 - ①健康状態の把握（妊娠月週数に応じた問診、診査等）
 - ②検査計測
 - ③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査
- 上記以外の各種医学的検査項目を例示